

第 549 回広島地方最低賃金審議会

議事録

広島労働局
広島地方最低賃金審議会

第 549 回広島地方最低賃金審議会 議事録

日時

令和 5 年 8 月 4 日（金） 13：30～14:45

場所

広島合同庁舎 2 号館 6 階 7 号会議室

出席者

【公益代表委員】

岡田会長、酒井会長代理、中原委員、村上委員

【労働者代表委員】

国友委員、佐崎委員、長安委員、橋本委員、山崎委員

【使用者代表委員】

池久保委員、巢守委員、中野委員、長谷川委員、藤井委員

【事務局】

釜石労働局長、前田労働基準部長、石井賃金室長、重弘賃金室長補佐、
栗林賃金指導官、吉川労働基準監督官

議題

- (1) 令和 5 年度広島県最低賃金の改正決定について
- (2) 令和 5 年度広島県特定最低賃金の改正申出の取扱いについて
- (3) 令和 5 年度広島県特定最低賃金の決定申出の取扱いについて

議事

重弘賃金室長補佐

それでは定刻となりましたので、ただ今から第 549 回広島地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、本審議会における各委員の出席状況でございますが、公益代表委員 5 名中 4 名、労働者代表委員 5 名中 5 名、使用者代表委員 5 名中 5 名の計 14 名の委員に御出席をいただいております。

開催に当たっての最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数を満たしておりますので、本審議会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、本審議会の公開につきまして、去る7月21日から27日までの間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方が6名おられました。

5名が本日の審議会の傍聴される予定となっておりますので、併せて御報告いたします。

傍聴される方々は、事前に御説明しております遵守事項に従っていただきますよう、よろしくお願いいたします。それでは、岡田会長、以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

岡田会長

それでは議事を進めます。

まず、議事（1）「令和5年度広島県最低賃金の改正決定について」でございます。専門部会長の酒井委員から報告をお願いします。

酒井会長代理

それでは、報告させていただきます。

まず、事務局から報告書を読み上げてください。

石井賃金室長

お手元にお配りした専門部会長報告を御覧ください。最初に部会長報告を読み上げさせていただきます。

令和5年8月4日、広島地方最低賃金審議会会長岡田行正殿、広島地方最低賃金審議会広島県最低賃金専門部会部会長酒井朋子、広島県最低賃金の改正決定に関する報告書、当専門部会は、令和5年7月3日、広島地方最低賃金審議会において付託された広島県最低賃金の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画改訂版2023（令和5年6月16日閣議決定）並びに経済財政運営と改革の基本方針2023（同日閣議決定）に配意した上で、消費者物価をはじめとする県内の各種の指標を基に、賃金の上昇率、消費者物価指数の高騰、そして企業の価格転嫁が十分に行われていないこと等を踏まえ、広島県独自で妥当性を検証し、中小企業・小規模事業者に対する支援策など県内情勢を総合的に勘案し慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

当専門部会においては、本年度の広島県最低賃金の改正が消費者物価指数及びエネルギー価格の高騰による賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくない中、中小企業・小規模事業者に与える影響は例年よりも大きく、このため、県内の中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上げの環境整備を図ることが必要であるとの共通認識の下、次の事項について、積極的に取り組むことを強く要望する。

1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げし易い環境整備については、政府に対し、業務改善助成金、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上の支援はもとより、賃上げ税制や補助金、その他賃上げ優遇等各種支援策において、事業者が活用しやすくなるような諸手続きの見直しや制度の拡充を図ること。

2 各種支援策の周知について、関係行政機関及び各種事業団体が有機的な連携を図り、一層の周知の徹底に努めること。

3 官公庁の発注する業務について、発注時において、最低賃金の改正を見越した公正な対応を図るよう指導すること。

4 価格転嫁対策について、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇分の適切な転嫁に向けた取組を強化すること。

5 最低賃金引上げにより、短時間労働者がいわゆる「年収の壁」による労働時間の調整を行うこと等による人手不足の発生、年収の伸びが少なくなる等の問題もあることから「年収の壁」対策としての制度の見直し、賃上げなどに取り組む事業者への支援の施策を講ずること。

本件の審議に当たった専門部会の委員は割愛させていただきます。

別紙、広島県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域、広島県の区域、2 適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者、3 適用する労働者、前号の使用主に使用される労働者、4 前号の労働者に係る最低賃金、1時間970円、5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当、6 効力発生の日、令和5年10月1日、以上です。

酒井会長代理

広島地方最低賃金専門部会報告の結論に至る経過につきまして、私から御説明させていただきます。

令和5年7月3日に、広島労働局長から広島県最低賃金改正の諮問を受け、4回にわたり当専門部会を開催し公労使委員による真摯な議論が展開され、慎重に審議を重ねたところでもあります。労使委員双方の見解についてですが、労働者代表委員からは、物価の上昇が続いており生活水準を維持していくため、賃金は物価上昇分にプラスアルファして引上げていく必要がある。経済は回復しつつあり、2023年春闘でかつてない賃上げがなされた。その成果を労働組合未組織の労働者に波及させたい。現在の最低賃金額では、生活は苦しく、地域間の賃金格差も大きく、格差解消のためにも目安額以上の引上げが必要であるが、中小規模事業者が賃上げしやすい環境整備、各種支援策の拡充が必要である。例年どおり10月1日の発効日を目指したいというものでありました。

使用者代表委員からは、目安額については驚いている。最低賃金決定の3要素のうち、企業の支払能力について触れておらず、消費者物価指数が基本になっている3要素のバランスを取るべきである。ということでした。また、物価上昇については、中小零細企業にとっても同様であり価格転嫁ができていない。コロナ禍の貸付の申請が広島県は全国1位であったがその返済もあるので、中小事業者の経営が苦しい、最低賃金法は罰則付きであり、中小企業の置かれている状況も踏まえた審議をしてほしい。また、中小企業、零細事業者への支援策については、対処療法的なものではなく、恒常的に支援していただけるものにして欲しい。などそれぞれの主張がなされました。

公益委員として労使の隔たりを埋めるべく努力はいたしましたが、残念ながら意見の一致をみることにはなりません。以上のことにより、公益委員としては中央最低賃金審議会で示された目安額Bランク40円を参考にし、最低賃金の決定の3要素のデータに基づき、広島県の実情を考慮し、検討を行いました。検討するに当たっては、労使各側からの意見、目安小委員会配付資料、事務局から提供のあった広島県における最低賃金に関する基礎調査結果、労働経済指標、消費者物価指数等様々な資料を参考といたしました。中央最低賃金審議会においては、昨年の最低賃金改定後の消費者物価指数の上昇率が重視されていました。

最低賃金の決定についての3要素の検討の結果では、次のとおりでありました。

賃金に関する指標をみると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合広

島が300人未満2.90%、全体計3.51%、広島県経営者協会は全体計3.01%と例年より高い水準となっております。

また、賃金改定状況調査結果については、第4表①②におけるBランクは2.0%、継続労働者を調査した結果である第4表③は2.4%と、いずれも昨年の1.4%、2.0%を上回っています。

次に、通常の事業の賃金支払能力については、日本銀行の業況判断によると、令和5年1月から3月の全産業の業況判断D. Iは、全国-4に対して広島県+13、さらに4月から6月を確認すると、全国が+8であるのに対して、広島県が+11、中小企業では、全国が-12、広島県が+14と、広島県はより改善しております。しかしながら、中賃の資料にもあるように、広島県においても、価格転嫁については、不十分な状況であること、国内企業物価指数が消費者物価指数を上回っている状況であることなどから、賃上げ原資を確保することが難しい中小企業も多く存在しています。

次に、労働者の生計費についてみると、広島市の令和4年10月から令和5年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.12%でありました。

消費者物価指数「総合」の6月の「基礎的支出項目」について、全国と広島市を比較してみると、全国では、食料指数112.2、光熱・水道108.0であるのに対して、広島市は食料113.3、光熱・水道109.5と全国を上回っています。また、食料品等については8月以降多くの品目の値上げが予想されており、加えて、電気料金等エネルギー価格については、負担軽減策の適用が9月使用分までとされており、10月使用分以降の扱いについては、現在決まっておらず、今後消費者物価の上昇もあり得ることから、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活を圧迫していくものと考えられます。

その他広島県特有の事情といたしまして、若者の人口流出が問題となっております。令和4年住民基本台帳人口移動報告の結果では、転出超過率は広島県が全国7位であり、また、転出超過の年齢階級は20歳から24歳が6割を占め、また、理由は就職が6割を超えるという状況であります。

さらに、新規学卒者の初任給の推移をみると、女性の大学院修了を除き、いずれも全国と比較し広島県の初任給は低く、また、令和4年は全国では前年より高くなっていますが、広島県では高卒、大卒は低くなっています。

加えて、令和5年4月分の管内の雇用情勢をみると、有効求人倍率は、1.55倍と全国7位と全国平均を上回っている状況が続いており、人手不足が続いています。

以上のことから、本年度の最低賃金改正決定する際、重視する県庁所在地である広島市の消費者物価指数4.12%は、Bランクの消費者物価指数上昇率、4.1%と同程度であること、消費者物価指数のうち、基礎的支出項目は高く、今後もこれらが上昇することが予想されること業況判断D.Iの改善がみられる等、コロナ禍より持ち直していること、また、若者を中心とした広島県外への人口流出及び広島県内の人手不足の状況から人材を確保するためにも最低賃金等賃上げが必要であること、広島県最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持すること、昨年は消費者物価指数の伸び率を10%として公益案を出していましたが、その伸び率は昨年より落ち着いてきているものの、依然として消費者物価指数は上昇傾向にあること等を総合的に勘案すると、最低賃金が広島市の消費者物価指数上昇率4.12%を一定程度上回る水準であることが必要であると考えました。

本年度の広島県最低賃金の改定については、消費者物価指数の伸び率を4.12ポイントの5%増の4.326、つまり4.3%と考え、引上げ額の40円が妥当である。以上が公益案を出すに当たっての検討の経緯であります。

その結果、引上げ額を40円とする公益案を提示し、全会一致で結審しました。

以上でございます。

岡田会長

ありがとうございました。それではただ今の専門部会の審議経過の報告につきまして、各委員から補足説明等はございますでしょうか。

(発言無し)

村上委員

ただ今酒井専門部会長御説明の中の使用者代表委員の御意見の中に、コロナ禍の貸付の申請が広島県は全国1位という御発言がございましたが、こちら正確には、令和4年度の実績件数が、日本政策金融公庫広島支店が全国1位ということでございますので、補足説明させていただきます。以上です。

岡田会長

はい、ありがとうございました。ほかにはどうでしょうか。

それでは部会長報告いただきましたので、何か御質問等ございますでしょうか。

(質問無し)

岡田会長

それでは、特に御質問等も無いようですので、この部会長報告に基づき本審議会の答申案を作成することについて、何か御意見等がございますでしょうか。

(発言無し)

岡田会長

それでは、特に御意見等も無いようですので、事務局で答申案の用意をお願いします。

石井賃金室長

それでは、答申案を御用意させていただきますので、しばらくお待ちください。

(答申案を配付)

石井賃金室長

会長、答申案の用意ができました。

岡田会長

それでは、答申案の読み上げをお願いします。

栗林賃金指導官

はい。それでは、答申案を読み上げます。

令和5年8月4日、広島労働局長釜石英雄殿、広島地方最低賃金審議会会長岡田

行政、広島県最低賃金の改正決定について（答申）、当審議会は、令和5年7月3日付け広労発基 0703 第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、目安額を参考に、賃金上昇率、消費者物価指数等を基に、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

審議において、消費者物価指数及びエネルギー価格の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことが再確認された。こうした状況の中、本年度の広島県最低賃金の改正が、県内の中小企業・小規模事業者に与える影響は例年よりも大きく、最低賃金引上げの環境整備を図ることが必要であるとの共通認識の下、次の事項について、積極的に取り組むことを強く要望する。

1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げし易い環境整備については、政府に対し、業務改善助成金、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上の支援はもとより、賃上げ税制や補助金、その他賃上げ優遇等各種支援策において、事業者が活用しやすくなるような諸手続きの見直しや制度の拡充を図ること。

2 各種支援策の周知について、関係行政機関及び各種事業団体が有機的な連携を図り、一層の周知の徹底に努めること。

3 官公庁の発注する業務について、発注時において、最低賃金の改正を見越した公正な対応を図るよう指導すること。

4 価格転嫁対策について、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇分の適切な転嫁に向けた取組を強化すること。

5 最低賃金引上げにより、短時間労働者がいわゆる「年収の壁」による労働時間の調整を行うこと等による人手不足の発生、年収の伸びが少なくなる等の問題もあることから「年収の壁」対策としての制度の見直し、賃上げなどに取り組む事業者への支援の施策を講ずること。

別紙、広島県最低賃金を次のとおり改正決定すること。1 適用する地域 広島県の区域 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者 4 前号の労働者に係る最低賃金 1時間 970円 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当 6 効力発生の日 令和5年10月1日 以上です。

岡田会長

それでは、この答申案について、何か御意見、御質問等がございますか。

(発言無し)

岡田会長

それでは、特に御意見等も無いようですので、ここで答申案の採決をさせていただきます。

まず答申案のとおり、答申することに賛成の委員の方は挙手をお願いします。

(賛成委員挙手)

岡田会長

はい、ありがとうございます。公益代表委員3名中、3名、労働者側委員5名中5名、使用者側委員5名中、計13名の賛成がありました。ありがとうございました。全会一致の決定でございます。

岡田会長

次に答申文案のとおり答申することに、反対の委員の方は、挙手をお願いします。

(反対委員挙手)

はい、ありがとうございました。反対0ということですので、委員全員が賛成ですので答申案のとおり答申することに決定いたします。

賛成が13名、それでは、事務局で答申文を御用意願います。

答申の場面については、報道機関による撮影及び録音を許可します。

(岡田会長から釜石局長に答申文を手交)

岡田会長

それでは答申いたしましたので、釜石広島労働局長より御挨拶をお願いします。

釜石労働局長

ただ今、広島県最低賃金を40円引上げて970円とする答申をいただきまして、誠にありがとうございました。去る7月3日当審議会におきまして、広島県最低賃金の改正決定につきまして、調査審議をお願いいたしました。委員の先生方におかれましては、大変お忙しい中、また猛暑の中、熱心に御審議いただき誠にありがとうございました。労使それぞれの主張に大きな隔たりがある中、厳しい審議が行われたと受け止めております。そして、本日の答申を受けまして、今後異議申立期間を経まして、広島県最低賃金を決定してまいります。順調に行けば、本年10月1日には改正された広島県最低賃金が発効することになります。私ども広島労働局といたしましては、本日の答申で要請をいただきましたとおり、広島県の最低賃金額を県民の皆様方に周知するとともに、業務改善助成金を始めとする各種の賃金に関する支援策をしっかりと事業者の皆様方に周知してまいります。委員の皆様方におかれましても、それぞれの立場で広島県の最低賃金、業務改善助成金等の支援策の周知に御協力を賜れば幸いです。本日は誠にありがとうございました。

岡田会長

はい、ありがとうございました。報道機関の皆様の撮影及び録音はここまでとさせていただきます。

それでは、引き続きまして、異議申出の公示、本審の開催等について、事務局から説明をお願いいたします。

石井賃金室長

はい、令和5年度広島県最低賃金の改正につきまして、岡田会長から答申をいただきましたので、本日付けで改正決定に係る異議申出についての公示を行います。

異議申出の締切日は、最低賃金法第11条第2項の規定に基づき、15日経過の後の令和5年8月21日月曜日といたしますが、この間、異議の申出があった場合には、8月22日火曜日、午前10時より、異議申出に係る第550回広島地方最低賃金審議会の開催をお願いいたします。

同審議会終了後、官報公示等所要の手續を採りまして、発効日を10月1日とさせていただきます。

岡田会長

わかりました。それでは次回、第550回本審は、令和5年8月22日火曜日の午前10時からの開催予定といたします。なお、異議審を開催しない場合には、事務局から各委員あてに速やかにEメール等で連絡してください。

石井賃金室長

はい、承知いたしました。昨年同様、異議申出が事務局に提出された段階で、委員の皆様方へEメールで写しを送らせていただきます。1件でも異議申出があった時点で異議審開催が必要となりますことを御承知おき願います。また、異議申出の提出がなく、異議審を開催しない場合には、8月21日の17時頃に、各委員あてに御連絡させていただきます。

岡田会長

それでは、次に議事の(2)でございます、「令和5年度広島県特定最低賃金の改正申出の取扱い」について審議いたします。事務局から説明願います。

石井賃金室長

特定最低賃金の改正決定等につきましては、関係労使において、労働条件の向上又は事業の公正競争を確保するとの観点から、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金の設定が必要であると認められる業種に限定して審議することとされております。

その決定等の手續につきましては、最低賃金法第15条第1項により、関係労使の申出を経て、審議会において改正決定等の必要性に関して御審議をいただくこととなります。各申出のケースとしましては、労働協約ケースと公正競争ケースがございます。また、申出の要件については、昭和61年2月14日付けの中賃答申によりますと、改正申出の場合当該特定最低賃金の適用を受ける労働者のおおむね3分の1以上の合意によるものとされております。

今申し上げた特定最低賃金改正申出に係る合意率のおおむね 1/3 以上の考え方に つきましては、平成 24 年 2 月 29 日付け広島地方最低賃金審議会検討小委員会の座 長報告において、過去 5 年間の改正申出における最低の合意率以上とすることとさ れており、本年度における過去 5 年間の最低合意率は 30.8%でございます。

改正の申出がなされますと、まず事務局で改正の申出に係る審査を行わせていた だきまして、続いて広島労働局長が最低賃金法第 21 条の規定に基づき、改正決定等 の必要性の有無について審議会に御意見を求めることとなります。

労働局長から意見を求められた場合には、最低賃金審議会は全会一致の議決に至 るように努力するものと昭和 57 年 1 月 14 日中央最低賃金審議会答申で、新しい産 業別最低賃金の運用方針について了解事項として示されております。これは、特定 最低賃金が地域別最低賃金とは異なり、関係労使の自主性を尊重して、労使のイニ シアティブにより地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めたもの について設定することを基本としていることから、全会一致で改正の必要性ありの 場合に限り、金額審議に移ることとなります。

さらに、最低賃金法第 16 条では、改正される特定最低賃金において定める最低賃 金額は、当該特定最低賃金において定める最低賃金を上回るものでなさればならな いとされております。

したがって、地域別最低賃金より金額水準を高く設定することが必要であるとい うことが、全会一致の議決をもって審議会の結論が出ることが求められておりま す。

そして、審議会の結論が出た後、審議会から改正決定の必要性有りとの答申がな されますと、最低賃金法第 15 条第 2 項に基づき、改正決定について広島地方最低賃 金審議会に諮問することとなります。

それでは、本年度の広島県特定最低賃金改正の申出状況について、栗林より説明 いたします。

栗林賃金指導官

お手元にお配りしている資料を御覧ください。現在、広島県の特定最低賃金は、 製鉄業等をはじめとして、全部で 8 業種ございます。そして、本年度は、新設とし て、百貨店、総合スーパー、各種食料品小売業が公正競争ケースとして決定の申出

がなされましたので、申出の内訳としましては、労働協約ケース4件、公正競争ケースが5件でございます。

これらの特定最低賃金につきましては、去る6月23日から6月29日の間に申出書と疎明資料を受理し、その内容等について事務局で点検させていただいたところでございますが、その結果、申出を受理した労働協約ケース4件につきましては、広島県内の事業所で使用される労働者の同種の基幹労働者の3分の1以上の者が、賃金額の最低限に関する労働協約の適用を受ける場合であって、当該労働協約の労働組合の全部の合意により行われるという申出の要件を満たしておりました。

また、改正申出の公正競争ケースの4件につきましては、事業の公正競争を確保するとの観点から、同種の基幹労働者について最低賃金を改正することが必要であることを理由とする申出でありまして、当該最低賃金の適用を受ける労働者のおおむね3分の1以上の合意によるものと判断されたところでございます。具体的な合意率につきましてはお示ししております一覧表のとおりでございます。

新設の百貨店、総合スーパー、各種食料品小売業につきまして説明いたします。まず、公正競争ケースの申出の取扱いについてですが、お手元にあります最低賃金決定要覧の217ページを御覧ください。2 公正競争ケースの取扱い(1)のなお書きの部分ですが、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者のおおむね1/3以上のものの合意による申出があったものについては受理・審議会への諮問が円滑に行われることが望ましい。と書かれてあります。本件については、一覧表のとおり1/3以上の合意によるものであることを御報告いたします。

特定最低賃金の決定申出及び改正申出の状況につきましては以上です。

岡田会長

はい、ありがとうございました。百貨店、総合スーパー、各種食料品小売業については、新たな決定の申出ですので、労側から申出理由の説明をお願いしたいと思います。労側委員、よろしく申し上げます。

橋本委員

私の方から申出者代表として、産業別組織から預かった意向について説明させていただきます。なお、企業名等は、差し控えさせていただきます。

広島県の百貨店・総合スーパー、各種食料品小売業の適用労働者数は、31,012人となっており、自動車・同附属品製造業、33,577人について大きな規模であります

また、その役割は、広島県内のそれぞれの地域において、人間が生きていく上で絶対に欠かすことができない食料品をはじめ、生活必需品等を年中無休、長時間営業で提供し続け、暮らしの豊かさを実現することであり、県民が生活を営む上で、絶対に欠かすことができない業種です。

コロナ禍の折は、感染症が拡大し続けているにも関わらず、そこで働く従業員は、消費者の生活に支障を生じないように、店舗で最前線に立って働いており、そのことから医療従事者と同じように、エッセンシャルワーカーと言われるようになるなど、役割や責任を果たしているといっても過言ではありません。

また、大規模災害などの有事が発生した折にも、消費者の暮らしを守ることを優先し、地域社会に対し、大きく貢献しています。

次に、この業種は、単に商品を販売しているだけではなく、消費者ニーズに応えるために、新たな商品の開発や製造を行うとともに、商品に付加価値を付けて提供し続ける努力を繰り返し実践しています。

その結果、広島県内企業売上高ランキング上位15社中に3社がランキングしています。

このことから、各種商品小売業も同様に、広島県最低賃金を適用するのではなく、優位性を持った特定産業別最低賃金が適用されるべきであると考えております。

賃金格差については、最低賃金に関する協定額と令和4年度賃金構造基本統計調査にある広島県小売業における企業規模別、男女・年齢別の実態を元に、未組織労働者の企業34社の採用時間給を調査し、照らし合わせた結果、その多くが、県別最低賃金であることから、賃金格差は存在しています。

このことから公正競争の確保が必要であり、新設の決定を求めています。

岡田会長

ありがとうございました。ただ今の労側の説明について、御意見があればお願いします。

中野委員

我々使側とすれば、屋上屋を重ねる特定最賃は必要無いと言ってますし、新たにできる部分については、公正競争ではなく、労働協約が必要と思ってますし、常に改正の必要が各種商品小売と今回申請された部分で、業種的に重なっている部分があるが、これはどう理解すればいいのか、すそ野が各種商品小売よりは広がってくる部分については、それこそ冒頭申し上げたとおり、屋上屋を重ねるだけで特定最賃は必要無いと思ってますので運動論として発表されるのは構いませんが、という意見です。

岡田会長

それに対して、いかがでしょうか。

橋本委員

この業種については、広島県最低賃金ではなく、仕事内容含めて、特定最賃の適用を望まれるため、適用していただきたいとのことですので、そこは区別を付けていただきたいと考えさせていただいています。

岡田会長

ほかにご意見等ありますか。

中野委員

各種商品小売の中で、いくつかの分が新たに申請される業種が含まれています。百貨店・総合スーパー、これは、各種商品小売ができないからこれに増やして作るうというふうにしか思えないですけど、ここで新設するのであったらコンビニだとか、食料品に特化したスーパーのように、私は思うのですが、改正の必要性が無い各種商品小売に抱き込んでいるということはどういうことですか。

橋本委員

申出者から聞かれる方がいいかと思いますが、将来的には、各種商品小売、百貨店、総合スーパー以外の小売業の適用を意識しており、今後、必要に応じて、まず

規模のこともあると思うので、各種食料品小売業までということで区切られているわけでございます。今後も、拡大して、新設の申入れがあると考えております。

岡田会長

使側よろしいですか。

御意見等無いようですので、事務局は次をお願いします。

石井賃金室長

それでは、最低賃金法第 21 条の規定によりまして、改正決定等の必要性の有無についての諮問をさせていただきます。本年度は 8 業種の広島県特定最低賃金の改正決定を一括で、加えて 1 業種の決定を広島地方最低賃金審議会の意見を求めるため諮問したいと思います。

諮問文の写しをお配りした後に諮問文を読み上げ、広島労働局長より岡田会長あてに諮問文をお渡しさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

岡田会長

はい、お願いします。

石井賃金室長

(諮問文写し配付)

準備できました。

栗林賃金指導官

はい。それでは、諮問文を読み上げます。

広島地方最低賃金審議会会長岡田行正殿、広島労働局長釜石英雄、広島県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)、標記について、下記の特定最低賃金に関し、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。記、1 広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金(平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 2 号)、2 広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金(平成 20 年広島労

働局最低賃金公示第3号)、3 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(平成20年広島労働局最低賃金公示第4号)、4 広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成20年広島労働局最低賃金公示第5号)、5 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金(平成20年広島労働局最低賃金公示第6号)、6 広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金(平成20年広島労働局最低賃金公示第7号)、7 広島県各種商品小売業最低賃金(平成20年広島労働局最低賃金公示第8号)、8 広島県自動車小売業最低賃金(平成20年広島労働局最低賃金公示第9号)。

広島地方最低賃金審議会会長岡田行正殿、広島労働局長釜石英雄、広島県百貨店・総合スーパー、各種食料品小売業最低賃金の必要性の有無について(諮問)、令和5年6月23日付けをもって申出代表者U Aゼンセン広島県支部支部長香西真から最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり、広島県百貨店・総合スーパー、各種食料品小売業最低賃金の決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

石井賃金室長

釜石労働局長から岡田会長に諮問文を手交させていただきます。

(釜石局長から岡田会長に諮問文手交)

岡田会長

ただ今、8業種の広島県特定最低賃金の改正決定及び新たな1業種の決定の必要性の有無につきまして、広島労働局長から当審議会に対して意見を求められました。各側委員から御意見ありますでしょうか。

中野委員

先ほど申しましたとおり、屋上屋を重ねる特定最賃は、我々とすれば必要が無いと思っているところなんですけど。

昔の産業別最低賃金が出来たときと、併せて県最賃のランク分けがされたときの状況を基本に考えた場合、必要で無いのですが、重厚長大型とか広島県特有の業種ということもございますので、昨年に続いて申請をされました8業種のうち、各種

商品小売業以外については、審議をすることは致し方ないと思っていますとともに新たに申出された部分については、必要性は無いと思っています。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

今、中野委員から各種商品小売業について、改正の必要性無し、百貨店・総合スーパー、各種食料品小売業について、決定の必要性無しという意見が出されました。

使側のほかの委員の方はいかがでしょうか。

(意見無し)

では、使側の委員から意見いただきました。労側いかがでしょうか。

橋本委員

まずですね、各種商品小売業を除く7業種について審議いただけることについては、感謝を申し上げます。

ただ、各種商品小売、広島県百貨店・総合スーパー、各種食料品小売業の新設ということで、今回出さしていただいて、今、必要性が認められないということで、このことについて、申出者及び産別組織に必要性が認められなかったということで、理由を説明する必要があると思いますので、改めて、納得できる理由を使側からいただきたい。

岡田会長

はい、ありがとうございました。今、労側から意見がありましたけど、使側いかがですか。

中野委員

先ほども申し上げますように、特定最賃自体必要無いということが基本であり、各種商品小売は必要性なしに昨年もなりましたが、それまでにいろいろ考えな

りを御報告させていただいておりますので、この分についての改めての考えを開陳する必要は無いと思っています。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

橋本委員

非常に残念ですが、受け止めさせていただきたいと考えます。

岡田会長

はい、ただ今労使双方の委員より御意見いただきましたけども、各種商品小売業の改正決定、百貨店・総合スーパー、各種食料品小売業の決定につきましては、どちらも使側が反対により全会一致には至りませんでした。先ほど事務局からの説明にもありましたとおり、全会一致に至らなかった、審議会としては、これらについて必要性ありとすることはできないという結論で答申することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議無し)

岡田会長

はい、それでは、先ほど労働局長から諮問がありました8業種の特定最低賃金の改正決定については、各種商品小売業は、必要性無し、各種商品小売業を除く7業種の特定最低賃金は、改正の必要性あり、そして、百貨店・総合スーパー、各種食料品小売業の決定につきましては、必要性無し、という結論でよろしいでしょうか

(異議無し)

岡田会長

はい、ありがとうございました。では、今の審議結果を確認しましたので、労働

局長に答申することといたします。

岡田会長

それでは、答申文案2種類の用意と配付をお願いします。

石井賃金室長

それでは、答申文案を御用意いたしますので、しばらくお時間をいただきたいと思えます。

(答申文案を配付)

岡田会長

全員にお配りいただいたようですので、答申文案の読み上げをお願いします。

栗林賃金指導官

それでは、答申文案を読み上げます。

令和5年8月4日、広島労働局長、釜石英雄殿、広島地方最低賃金審議会会長岡田行正、広島県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）、まず、7業種の答申について読み上げます。

当審議会は、令和5年8月4日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった広島県特定最低賃金について、慎重に審議した結果、下記の広島県特定最低賃金を改正決定することは必要と認めるとの結論に達したので、答申する。

広島県各種商品小売業最低賃金を改正決定する必要性については、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。記、1 広島県製鉄業、鋼材、銑鉄铸件、可鍛铸铁製造業、その他の鉄鋼業最低賃金、2 広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金、3 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金、4 広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、5 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金、6 広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金、7 広島県自動車小売業最低賃金。

続きまして、広島県百貨店・総合スーパー、各種食料品小売業最低賃金の決定の必要性の有無についての答申について、読み上げます。

令和5年8月4日、広島労働局長、釜石英雄殿、広島地方最低賃金審議会会長岡田行正、広島県百貨店・総合スーパー、各種食料品小売業最低賃金の決定の必要性の有無について（答申）、当審議会は、令和5年8月4日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった広島県百貨店・総合スーパー、各種食料品小売業に係る最低賃金の決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、広島県百貨店・総合スーパー、各種食料品小売業最低賃金について決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

岡田会長

この答申文案でよろしいでしょうか。

（異議無し）

岡田会長

はい、それでは、事務局は答申文の用意をしてください。

（答申文作成）

石井室長

会長、答申をお願いいたします。

（岡田会長から釜石局長へ答申書手交）

岡田会長

広島県特定最低賃金の決定及び改正決定に係る審議の必要性に関する答申が終了しましたので、事務局は次をお願いします。

石井賃金室長

ありがとうございました。

7業種について、改正の必要性有りとの答申をいただきました。続きまして、7業種について、特定最低賃金の改正決定に係る諮問をさせていただきたいと存じます。諮問文を御用意しますので、お待ちください。

(諮問文の写しを配付)

栗林賃金指導官

それでは、読み上げさせていただきます。

広島地方最低賃金審議会会長岡田行正殿、広島労働局長釜石英雄、広島県特定最低賃金の改正決定について（諮問）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。記、1広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金、平成20年広島労働局最低賃金公示第2号、あと6業種の特定最低賃金については、諮問文のとおりです。以上でございます。

石井賃金室長

それでは、釜石労働局長より諮問文を手交させていただきます。

(釜石局長から岡田会長へ諮問文手交)

岡田会長

はい、ただ今7業種の特定最低賃金の改正決定について、諮問を受けました。続きまして、専門部会委員候補者の推薦公示についてですが、事務局から説明をお願いします。

石井賃金室長

特定最低賃金専門部会の労使委員の候補者の推薦公示を、本日、令和5年8月4日付けで行わせていただきます。推薦公示期間は8月25日までの予定でございます。

岡田会長

はい、以上の説明に対して、何か御意見、御質問等がございますか。

(質問等無し)

岡田会長

それでは、特に御質問等も無いようですので、次に議事(3)の「その他」に移ります。次回の審議会の開催日程について、事務局から説明をお願いします。

石井賃金室長

次回の審議会の開催日程についてです。次回、広島県最低賃金の改正決定に係る異議申出に関して御審議いただく必要がある場合、本審の開催を8月22日(火)の午前10時からお願いいたします。場所は、合同庁舎2号館6階7号会議室です。

特定最低賃金の改正決定につきましては、専門部会を設置した後で御審議いただくこととなりますが、昨年度は9月27日から10月27日までの期間に集中して御審議いただいたところでございます。今年度も7業種の特定最賃の年内発効を目指すこととなりますと、昨年同様、9月下旬から10月にかけて専門部会での審議をお願いする予定でございます。特定最賃の専門部会の日程調整につきましては、今後、電話またはEメールと文書により御連絡をさせていただきますので、御協力方、よろしくお願い申し上げます。

また、年内発効のタイムリミットとしましては、遅くとも11月1日水曜日までに本審で答申をいただく必要があるということになりますので、委員の皆様には今後日程調整をよろしくお願い申し上げます。

岡田会長

はい、分かりました。

次回異議審は8月22日火曜日午前10時00分から開催することとします。また、本日、金額改正諮問を受けた特定最賃については、年内発効のためには、11月1日水曜日までに審議会の開催が必要となるということです。また、専門部会については、9月下旬から開催したいということです。

岡田会長

それでは、委員の皆様には日程の確保をお願いします。また、専門部会の日程調整にも御協力願います。

そのほか、何か御発言等がございますか。

(発言等無し)

岡田会長

それでは、最後に私から御挨拶をさせていただきたいと思います。私は、傍聴人の方も入れて、マスコミの方も入れて初めての事でした。それによって大きな動きはございませんけれど、準備にいろいろと時間を割いたのは事実です。資料の用意とかも諸々あります。まず、専門部会、県最賃に関しては、7月の31日からとにかく10月1日に発効したい。ということで、日々予定の時間を超えて議論してまいりました。その結果が、今回に至ったということで、労側の委員の方、使側の委員の方ありがとうございました。それから、最低賃金に関しては、先程もいろいろとやり取りがございましたけど、特定最賃ですね、審議に入ってまいります。今後どうなっていくか分かりませんが、9月の終わりぐらいから10月にかけて審議が集中してまいりますので、今後とも各側それぞれの委員の皆様方の御協力をお願いします。

事務局からは、よろしいですか。

石井賃金室長

ございません。

岡田会長

次回の本審は公開ということになります。

それでは、これで第549回広島地方最低賃金審議会を閉会といたします。

皆様、お疲れ様でした。